

年金額回復の具体的事例

○平成22年4月26日から同年5月8日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	82歳	男	692,100円	579,400円	1,271,500円	回復前の厚生年金加入期間5月に船員保険加入期間91月(厚生年金換算121月)を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送され、回答票に「もれがある」と記載されていた船名、船舶所有者及び乗船期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する船員保険(氏名の読み仮名が相違)の記録が判明し、記録を統合した。	約1,630万円
2	75歳	女	680,900円	956,400円	1,637,300円	回復前の厚生年金加入期間241月に206月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から提出され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,940万円
3	84歳	女	635,400円	202,300円	837,700円	回復前の厚生年金加入期間37月に120月を追加。(旧法通算老齢年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票がご本人から提出され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,810万円
4	66歳	男	588,200円	1,064,700円	1,652,900円	回復前の厚生年金加入期間282月に211月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票がご本人より郵送され、ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の加入期間が判明し、記録を統合した。	約1,380万円
5	90歳	男	569,700円	2,476,300円	3,046,000円	回復前の厚生年金加入期間356月に112月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターより回付され、ご本人が「もれがある」と申出の事業所名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(勤務期間と記録の加入期間が一部相違)が判明し、ご本人に勤務期間について確認のうえ記録を統合した。	約1,700万円
6	78歳	女	552,300円	497,700円	1,050,000円	回復前の厚生年金加入期間1月に121月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票が本部から回付され、ご本人の申出の事業名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,570万円
7	74歳	女	547,900円	330,600円	878,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に175月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票がご本人より郵送され、ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び当時使用していた氏名(読み仮名同一の別漢字の名)により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の加入期間が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,560万円
8	83歳	女	546,100円	644,800円	1,190,900円	回復前の厚生年金加入期間69月に138月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票がご本人より郵送され、ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の加入期間が判明し、記録を統合した。	約1,560万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
9	82歳	女	516,600円	1,669,900円	2,186,500円	回復前の厚生年金加入期間291月に114月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から提出され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の旧台帳記録が判明し、記録を統合した。	約1,470万円
10	81歳	女	509,900円	215,500円	725,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に119月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票がご本人より郵送され、ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の加入期間が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,450万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	1件(事例 3)
ねんきん特別便(全員便)	4件(事例 1、2、5、9)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	5件(事例 4、6、7、8、10)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	0件

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)